

宗像市職員措置請求書

1.宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

玄海小学校改築事業に関する備品等引越し業務委託に係る費用 163 万 9000 は、以下に述べるとおり、違法又は不当な公金の支出である。

よって、監査委員は、市長に対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

① 本件事業の手続的違法性について

宗像市立学校位置及び通学区域審議会（以下「審議会」という）は宗像市附属機関設置条例により設置され、その担任する事務は宗像市立学校の位置の選定並びに通学区域の設定及び変更に関することと定められており、審議会の運営に関する必要な事項は、宗像市立学校位置及び通学区域審議会規則により定められている。審議会の担当事務である「宗像市立学校の位置の選定並びに通学区域の設定及び変更に関すること」における「選定」とは、多くの中から目的・条件などに合うものを選び定めることを意味し、「位置の選定」とは位置の選択肢が複数ある中から一つを選ぶことを意味する。玄海小学校に関しては、現在地（牟田尻）か中学校敷地内（江口）が位置の選択肢であったのであるから、位置の選定をするという審議会の担当事務に合致し、審議会が開催されないことに理由はない。開催すべきであった審議会を開催せず、利害関係者の諮問を欠く本件事業は、最高裁昭和 50 年 5 月 29 日判決において「一般に、行政庁が行政処分をするにあたって、諮問機関に諮問し、その決定を尊重して処分をしなければならない旨を法が定めているのは、処分行政庁が、諮問機関の決定（答申）を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、特段の合理的な理由のないかぎりこれに反する処分をしないように要求することにより、当該行政処分の客観的な適正妥当と公正を担保することを法が所期しているためであると考えられるから、かかる場合における諮問機関に対する諮問の経由は、極めて重大な意義を有するものというべく、したがって、行政処分が諮問を経ないでなされた場合はもちろん、これを経た場合においても、当該諮問機関の審理、決定（答申）の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定（答申）自体に法が右諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、これを経た場合も違法として取消をまぬがれないこととなるものと解するのが相当である。」と述べられているうち、行政処分が諮問を経ないでなされた場合に該当し、本件事業は違法として取り



消しを免れないのである。

2.請求人

住所 宗像市

職業

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を
請求します。

平成 26 年 1 月 8 日

宗像市監査委員 様

事実証明 その 1 玄海小学校改築事業に関する備品等引越し業務委託に係る
指名業者並びに入札結果表

[サイトマップ](#) [検索](#)[市内にお住まいの方](#) [観光・イベント情報](#) [市外にお住まいの方・企業の方](#)[前に戻る](#) [HOME](#) > [市内にお住まいの方](#) > [市政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [24年度の入札結果](#)**契約・入札情報****指名業者並びに入札結果表（平成24年度）**

担当課	学校管理課	起工	第165号
件名	玄海小学校改築事業に伴う備品等引越し業務委託		
履行場所	玄海小学校		
履行期間	平成25年1月29日から平成25年3月31日まで(62日間)		
落札者	山九株式会社福岡支店		
入札日時	平成25年1月21日 15時30分		
入札通知書	平成25年1月11日		

契約金額(税抜)	1,639,000
予定価格(税抜)	非公表

商号又は名称	第1回	第2回	見積	
九州ネクスト株式会社	辞退			
日本通運株式会社福岡支店	2,795,000			
九州西濃運輸株式会社福岡引越センター	1,785,000			
山九株式会社福岡支店	1,639,000			落札
セイノー引越株式会社大阪支店	1,980,000			

[▲このページのTOPへ](#)

宗像市役所 〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
 TEL.0940-36-1121 FAX.0940-37-1242 E-Mail.munakata@city.munakata.fukuoka.jp

Copyright (C)2006 Munakata City All rights reserved.